

看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名称	複合型サービス みちくさ
所在地	京都市伏見区竹田西段川原町169
介護保険指定番号	2690900242
管理者	荒川奈織美
電話番号	075-643-2811
FAX番号	075-643-2812

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。
運営方針	① 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等、並びに、診療上の世話又は必要な診療の補助を適切に行う。 ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。 ③ 利用者の所存する市町村、地域包括支援センター、他事業所、主治医、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するもの、地域住民等との連携に努める。 ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日： 365日

(2) 営業時間： 24 時間

ご利用基本時間

①通いサービス:午前8時30分～午後4時30分

②宿泊サービス:午後4時30分～翌午前8時30分

③訪問サービス:24時間

* 緊急時及び必要時は柔軟に対応します。

大雪・大雨・暴風警報が出された場合、通いサービスを休業する場合があります。

あらかじめ、電話にてご連絡申し上げます。

4. 職員体制

管理者	常勤	1名	(業務兼務)
介護支援専門員	常勤	0名	非常勤 1名
看護師	常勤	1名	非常勤 3名
介護職員	常勤	10名	非常勤 5名

* 職員の配置については、指定基準を厳守しています。

5. 登録定員及び利用定員

登録定員 :29名
利用定員 通いサービス :15名
宿泊サービス : 9名

6. 通常の事業の実施地域

京都市伏見区・南区地下鉄十条駅まで

7. サービスの内容

(1) 通いサービス及び宿泊サービス

- ① 健康状態チェック
- ② 機能訓練
- ③ 介護サービス(移動、排泄介助、見守り等)
- ④ 入浴サービス(清拭・洗髪等の清潔保持)
- ⑤ 送迎サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 医師の指示による医療処置(褥瘡処置等)
- ⑧ IVHやカテーテル等の管理
- ⑨ 酸素・吸引吸入等呼吸関連の看護
- ⑩ 認知症看護・介護
- ⑪ ターミナルケア・疼痛管理

(2) 訪問サービス

- ① 保清(入浴・清拭・洗髪等)、排泄、体位交換、食事介助等の身体介護
- ② 住居の掃除・買い物等の生活援助
- ③ 安否確認
- ④ 訪問看護
 - ・医師の指示による医療処置(褥瘡処置等)
 - ・IVHやカテーテル等の管理
 - ・在宅酸素・吸引吸入等呼吸関連の看護
 - ・認知症看護・介護
 - ・ターミナルケア・疼痛管理

(3) 看護小規模多機能居宅介護計画の作成

(4) 相談、援助等

- ① 療養生活や介護方法の指導等
- ② 利用者・介護者の不安事等の相談等

8. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
-------	---

9. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容について、事業所のホームページにおいて公開しています。

10. 利用料金

要介護度 状態区分	同一建物居住者以外の 登録基本サービス費	同一建物居住者の 登録基本サービス費	*1割負担の場合の利用計算
要介護 1	12,447単位/月	11,214単位/月	月途中から(まで)の利用は、 「登録日」から(「登録終了日」 まで)の日割計算になります。
要介護 2	17,415単位/月	15,691単位/月	
要介護 3	24,481単位/月	22,057単位/月	
要介護 4	27,766単位/月	25,017単位/月	
要介護 5	31,408単位/月	28,298単位/月	
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500単位/月	初期加算 30単位/日	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200単位/月	(登録した日から起算して30日以内)	
緊急時対応加算	774単位/月	認知症加算(Ⅲ) 760単位/月	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	認知症加算(Ⅳ) 460単位/月	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	退院時共同指導加算 600単位/月	
ターミナルケア加算	2,500単位/死亡月	(介護区分限度額内)	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位/月 (介護区分限度額対象外)		
地域単価		地域単価 10,55円 (令和6年4月現在)	
介護職員等処遇改善加算V(9)	1ヶ月あたりのサービス利用単位数に別途14.2%相当 (介護区分限度額対象外) (令和6年6月変更)		
介護保険給付対象とならないサービス (以下のサービスは、全額ご利用者のご負担になります。)			
食費代金			
朝食代:300円 昼食代:650円 夕食代:650円 おやつ代:100円			
宿泊費:3,000円(1泊) 洗濯代金:事業所所定のかご1杯(利用者の所有物に限る) 200円			
オムツ代:巻オムツ・リハビリパンツ 各1枚 100円 パット 1枚 50円(若しくは、現物返却)			
レクリエーション材料代等:実費負担 口腔スポンジ:1本 20円 (令和5年7月現在)			

- ① 看護小規模多機能型居宅介護が介護保険の適用を受ける場合原則として、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じてお支払頂きます。
- ② 提供を受ける看護小規模多機能型居宅介護が介護保険の適用を受けない部分については、利用料金を全額お支払いいただきます。
- ③ 当事業所では、利用者に対し毎月20日頃までに、当月の利用料等の内訳を記載した請求書をお渡しいたします。
- ④ 毎月の利用料金は、現金または、翌月27日(又は28日・29日)にご指定の口座より利用料金に手数料を加えた金額で、自動引き落としさせていただきます。
領収書は、次月の請求書と一緒に渡します。

11. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び処置について記録し原因の解明、再発防止の対策を講じます。

また、利用者に対するサービス提供及び送迎により事業所の責めに帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行い、主治医の指示に従い必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。また、利用者が予め指定する緊急連絡先にも連絡をします。

主治医	医療機関名称	
	主治医名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	
協力 医療機関	医療機関名称	医療法人社団高安医院
	理事長名	高安 聡
	所在地	京都市伏見区久我東町214-17
	電話番号	075-933-1863

13. 非常災害対策について

①事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

②事業所が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等(避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等)の必要な措置を講じます。

14. 個人情報の保護及び秘密の保持について

①利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

②事業所が得たご利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得ておきます。

③事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

④事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

15. 衛生管理等

①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

②食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. サービス提供に関する相談、苦情窓口

事業所の提供したサービスに係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。相談及び苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

当事業所の苦情相談窓口	管理者	荒川奈織美	
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで	
ご利用方法	電話	075-643-2811	
京都市伏見区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課			
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで	
ご利用方法	電話	075-611-1162	
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当			
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで (12時~13時除く)	
ご利用方法	電話	075-354-9090	
京都市南区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課			
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで	
ご利用方法	電話	075-681-3573	
京都市醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課			
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで	
ご利用方法	電話	075-571-6747	
京都市深草支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課			
ご利用時間	平日	午前 9時 ~午後 5時まで	
ご利用方法	電話	075-642-3876	

17. 虐待の防止について

①事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底しています。

(2) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施しています。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

②サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

18. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないとします。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19. サービス提供の記録について

- ① 事業所は、サービス提供の記録を整備し、完結した日から5年間保存します。
- ② 事業所では、個人情報保護法に基づいてサービス提供記録等適切に情報管理しています。利用者及び家族は、事業所に対して保存しているサービス提供記録等閲覧の求めができ、事業所はその求めに応じて情報を開示します。

20. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民及び事業所が所存する圏域の地域包括支援センターの職員で構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2か月に1回以上開催します。運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ③ 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表します。

21. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるようにしてください。
- ② 事業所内の共有施設、設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用してください。
- ③ 通いサービスの送迎時間については、交通事情などの影響により一定時間にお伺い出来ない場合がありますので、ご了承ください。
当日急にお休みされる場合は、お迎えの都合上朝8時までに事業所(075-643-2811)へご連絡をお願い致します。緊急連絡等も事業所へご連絡ください。
- ④ 貴重品等はお持ちにならないでください。万一、盗難などがありましても責任は負いかねます。
- ⑤ 持ち物には、必ず氏名を書いておいてください。
- ⑥ 利用者又は家族等に対する宗教活動や政治活動、営利活動等のご遠慮ください。
- ⑦ 喫煙スペース以外では喫煙できません。
- ⑧ 事務所への立ち入りは、ご遠慮ください。
- ⑨ 介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ⑩ 看護小規模多機能居宅介護計画に基づいてサービス提供を行います。なお、利用者の心身の状況や意向の変化など、必要に応じて変更します。

看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、同一内容を文書にて交付いたしました。

事業者 住所 京都市伏見区羽束師鴨川町30番地の19
事業者(法人)名 医療法人社団高安医院
事業所名 複合型サービスみちくさ
(事業所番号) 2690900242
代表者 理事長 高安 聡 ⑩

説明者氏名

私は、看護小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料金を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報及び画像等を用いることに同意します。
(なお、画像の利用目的は看護小規模多機能型居宅介護に関連した季刊誌等以外には使用しないことをお約束いたします。)

年 月 日

利用者

住所

氏名

署名代筆者

氏名

続柄：

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます。)

ご利用者との関係(○印) 親族(続柄：) ・ 成年後見人 ・ 代理人

住所

氏名

1

